

# 労働法最前線

— 企業人事の視点から見る労働法動向

世澤法律事務所 陳軼凡 監修

## 労務派遣行政許可の新法令

### 第 57 回

人事社会保障省(人保省)は 2013 年 6 月 20 日、労務派遣の行政許可の実施を規範化する「労務派遣行政許可実施弁法」(以下、「実施弁法」)を公布し、「労働契約法」修正案とともに 13 年 7 月 1 日より実施されることとなりました。今回は、これについて紹介し、企業人事に対するアドバイスを提示します。

### 1. 「実施弁法」の主なポイント

(1) 行政許可制度を実施し、参入ハードルを高める  
 労務派遣会社の設立に対し行政許可制度を実施する、すなわち労務派遣会社の設立にあたっては行政部門の認可審査を受ける必要があるとされ、認可を受けていない場合、労務派遣活動に従事することができなくなりました。

また、業界参入ハードルを高めるため、労務派遣会社は必ず会社定款および資本検査機関が発行した、登録資本金が 200 万元以上であることを証明する資本検査報告書、または財務監査報告書を具備するよう定められました。また、展開する業務に相応の固定の経営場所と施設を有し、法律、行政法規の規定に合致する労務派遣管理制度を備えることなどを要求しました。

#### (2) 労務派遣に対する監督管理を強化

「実施弁法」は労務派遣会社の定期的な報告制度を定めたことから、労務派遣会社は毎年 3 月 31 日までに前年度の労務派遣経営状況報告書を許可機関に提出する必要があります。許可機関は労務派遣会社が提出した報告書を審査、法により労務派遣会社を監督し、審査結果と監督状況を企業信用記録に組み入れることを規定しました。また、労務派遣会社が「労働契約法」の労務派遣関連規定に違反する場合、最も重い処分として「労務派遣経営許可証」の取り消しという重大な法律責任を負う可能性もあります。

### 2. 労務派遣使用における注意事項

「実施弁法」の実施にあたり、実務において企業が労務派遣従業員を使用するとき、以下の点に注意する必要があります。

#### (1) 労務派遣会社の資格の確認

労務派遣会社の「労務派遣経営許可証」の取得有無を確認し、その登録資本金が 200 万元以上であるなどの法定条件を満たしているかを確認します。提携関係にある労務派遣会社に対して、迅速に「労務派遣許可証」を取得することを督促すべきです。

#### (2) 労務派遣会社に対する監督管理を強化

まず、労務派遣会社と従業員が労働契約を締結したことを確認し、締結した労働契約が法律規定に合致することを確かめます。次に、労働契約の履行状況、労務派遣会社の従業員に対する賃金支払い、社会保険および住宅積立金の納付状況を確認し、使用企業が労務派遣会社に費用を支払ったにもかかわらず、労務派遣会社から法に従った従業員への賃金支払いまたは社会保険などの納付が行われていなかったという状況を防止します。

また、「実施弁法」の実施により、行政機関は、前年度の労務派遣経営状況報告書の提出を求めるなど、労務派遣会社に対する監督管理を強化したため、会社も労務派遣会社に関連資料を提出することを要求することができます。

#### (3) 労務派遣契約での責任を明確化する

実務において、労務派遣契約では一般的に、労務派遣会社が提供する契約ひな形が使用されるため、労務派遣会社を保護する方向に傾きます。例えば会社が連帯責任を負った後、労務派遣会社に償還請求する、労務派遣会社が「労務派遣経営許可証」を取消された場合の違約責任などの内容が追加されている場合があります。従って、会社は自身の利益を加味してその内容を審査するべきです。

#### < 筆者紹介 >

世澤法律事務所

陳軼凡、盧偉、紀樺、殷利華、王娜、紀悦穎、朱譽鳴、許文実

世澤法律事務所では日本語、英語、中国語で顧客に法律サービスを提供しています。

主な業務分野は、外商直接投資および M & A、企業日常法務、労働問題、不正競争・独占禁止、知的財産権、債権回収、訴訟および仲裁、会社の解散・清算および破産などが挙げられます。

Web: [www.broadbright.com](http://www.broadbright.com)

E-mail: [broadbright@broadbright.com](mailto:broadbright@broadbright.com)

#### 【北京本部】

Add: 建外大街永安東里 16 号 CBD 国際ビル 701 室

Tel: 010-8513-1818、010-8513-1800 (日本語専用)

#### 【上海支所】

Add: 淮海中路 93 号大上海時代広場 1109 室

Tel: 021-5386-1618、021-5386-1109 (日本語専用)